

3面から

では、令和2年度内に改修が完了する見込みでありますので、市民の皆様は屋外活動、コミュニケーション活動の場として、ご利用いただきたいと考えております。

行政力の強化

令和4年度以降の総合的なまちづくりの方針を示す「第二次あきる野市総合計画」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、策定作業が難航しておりますが、令和3年度中の策定に向け、総合計画審議会による審議等を進めてまいります。第二次計画には、

これまで申し上げてまいりましたとおり、非核平和都市宣言の発信、平和学習事業などの平和に関する取組を盛り込むとともに、財政の健全化に向けた取組を位置付けてまいります。公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進につきましても、各施設の劣化状況の調査結果等を踏まえ、個別施設計画の策定作業を継続してまいります。

行財政改革につきましても、国の動向を踏まえ、市民生活の利便性向上と行政手続きの簡素化を図るため、「押印の見直し」を進めてまいります。また、本市におけるデジタルトランスフォーメーションを推進するた

め、組織体制を強化し、国の動向等の調査・研究を行うとともに、テレワーク、ペーパーレス化、国が進める情報システムの標準化や行政手続きのオンライン化などに計画的に取り組んでまいります。以上、令和3年度の施策の一端を述べさせていただきます。

▽手当額

令和3年3月分の手当(5月支払い)から、障害基礎年金などを支給している方の手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変わります。

このままでは障害基礎年金など(国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など)を受給している方は、障害基礎年金などの額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分

「あきる野市森林整備計画(案)」の縦覧

市では、都の多摩地域森林計画の策定に伴い、あきる野市森林整備計画(案)を作成しました。

▽縦覧期間 3月15日(月)まで
▽縦覧場所 農林課、情報公開コーナー(市役所4階)、五日市出張所、中央公民館、各図書館

▽意見の提出方法 3月15日(月)までに、A4用紙などに、意見、住所、氏名、電話番号を記入(法人などの場合は、所在地と団体名、代表者名の氏名、電話番号)の上、直接窓

口、ファックス、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
▽その他
●口頭での意見(電話、窓口)は受付できません。
●提出された意見は、個人を特定できないよう編集し、概要などを公表します。個別に回答はしません。

▽提出・問合せ 農林課林務係
(〒197-0814 二宮350、FAX558-1119、☎040801@akiruno-infotok.yo.jp)

新型コロナウイルス感染症が一日でも早く収束するよう、全力を尽くしていく決意を改めて申し上げます。令和3年度の施政方針といたします。

▽所得の算定方法の変更

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金などを支給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金、労災年金、遺族補償等が含まれます。

▽手続き

すでに児童扶養手当の認定を受けている方は、申請不要です。これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方で、令和3年3月1日に手当の支給要件を満たしている方は、6月30日までに申請すること、3月分の手当から受給できます。

▽申請・問合せ

子ども政策係
子ども政策係

小規模等随意契約希望事業者登録の受付

市では、少額で内容が簡易な契約(単価契約含む)を希望する事業者を対象に、令和3・4年度小規模等随意契約希望事業者登録を受け付けます(この登録では競争入札に参加できません)。競争入札に参加を希望する事業者は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスから入札参加資格申請を行ってください。

▽受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

▽問合せ

契約管財課契約管財係(直通558・1390)

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入金額や、その他の所得が一定基準額以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受けている方のうち、令和元年度の所得額が低下したことなどで、新たに対象となる方へ日本年金機構から請求手続の案内が送付されています。「年金生活者支援給付金請求書」を提出していただき、早めに手続きしてください。

▽支給要件

●前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下
●同一世帯の全員が市・都民税非課税であること
●障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金の支給要件は異なります。

▽支給開始

請求手続をした月の翌月分から

令和2年4月2日以降に非課税世帯になった方へ

「老齢年金生活者支援給付金」は、同じ世帯に市・都民税が課税されている世帯員がいると支給されません。

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎0428・30・3410)

工事系単価契約の事前登録(新規の事業者のみ)

市では、道路の応急補修や樹木の剪定、街路灯の修繕など、単価契約を締結しています。申込みを希望の方は、事前登録をお願いします。

▽受付時間

平日の午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

▽受付場所

契約管財課
市内に本店・支店がある事業者
東京電子自治体共同運営の電子調達サービスに登録

薬物乱用防止のポスター

東京都薬物乱用防止推進秋川地区協議会では、あきる野市・日の出町・檜原村の中学校を対象に、中学生に薬物乱用問題の関心を持ってもらうため、薬物乱用防止ポスター・標語の募集を行いました。中学校10校からポスター1390点、標語1250点の応募があり、5人の方が地区会長賞に入賞しました。



地区会長賞 標語作品
●秋多中学校1年生：横川優衣さん
●増戸中学校1年生：中沢苺花さん



その他 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、展示は行いません。
▽問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

があること(市内に本店のある事業者は小規模等随意契約でも可)
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
▽受付・問合せ 契約管財課契約管財係(直通558・1390)

野辺地区会館が4月1日から使用できます

設備工事のため休館していましたが、4月分の予約を受け付けています。
▽問合せ 地域防災課地域振興係(直通558・1394)